

第28回（平成28年度）全国街路事業コンクール 実施要領

1. 目的

都市基盤施設としての街路を整備することにより、地域経済の発展と住民福祉の向上を図るため、街路整備に優れた業績をあげている地方公共団体等を表彰し、望ましい街路事業の推進と整備基準及び技術水準の向上を図ることを目的とする。

2. 対象事業

地方公共団体等が施行した街路事業（連続立体交差事業、新交通システム等を含み、土地区画整理事業及び都市再開発事業によるものは除く）のうち、**平成26年度に完成した事業**を対象とする。

3. 対象者

- (1) 地方公共団体等の本庁の部・課並びに土木事務所等とする。
- (2) 街路事業の計画的な整備に積極的に協力する等、顕著な功績のあった民間の団体または個人。

4. 応募の条件

工事完成後（供用開始後）、概ね1年程度を経過し、事業効果の検証を経た街路事業。・・・事業効果一覧表（様式2）を参照。

5. 応募の方法

- (1) 都道府県、政令指定都市の長は、それぞれ管下の応募者について、全国街路事業促進協議会会長あて推薦するものとする。
- (2) 推薦にあたっては下記の書類を添付するものとする。
 - ① 応募調書（様式1）
 - ② 事業効果一覧表（様式2）
 - ③ 第28回全国街路事業コンクール応募資料（様式3）
 - ④ 当該事業に係る新聞、テレビ等の報道状況の資料等（A4版）
※ 応募資料の著作権については、全国街路事業促進協議会に帰属しますので、あらかじめご了承ください。
 - ⑤ 事業箇所案内図
 - ⑥ 都市計画図
※ 応募事業の区域が含まれる範囲でA3板又はA4版で作成して下さい。
 - ⑦ 当該事業パンフレット等（3部）
※ 上記①②③④の資料は、電子データ（CD-Rに記録）と併せて**印刷した原稿**も提出願います。

6. 応募の締切り

平成27年11月20日（金）

* 関係書類も含む

7. 審査の方法

- (1) 全国街路事業促進協議会に設置する「全国街路事業コンクール審査委員会」において審査し、同委員会の報告に基づき、全国街路事業促進協議会の役員会で決定する。
- (2) 審査委員会は、学識経験者及び国土交通省職員等をもって構成するものとし全国街路事業促進協議会会長が委嘱する。
- (3) 事業の実施により、その効果が優れているなど事業評価の視点等を取り入れ審査する。

8. 表彰

- (1) 国土交通大臣賞、全国街路事業促進協議会会長賞、優秀賞を設けるほか、必要に応じ特別賞を定めることができる。
- (2) 受賞者に対し、平成28年6月に表彰を行う。

9. 主催

全国街路事業促進協議会

10. 後援

国土交通省

11. 送付先及び問い合わせ先

全国街路事業促進協議会 事務局（担当：高橋、^{みすみ}三角）

住所：〒231-0017

横浜市中区港町2-6（関内ビル8F）

横浜市道路局計画調整部企画課内

電話：045-671-3533

e-mail：jimukyoku001@gaisokkyo.jp